

川崎市認知症サポーターキャラバン事業事務局委託
公募型プロポーザル企画提案説明書

1 件名

川崎市認知症サポーターキャラバン事業事務局委託

2 委託内容

別紙仕様書のとおり

3 履行期限

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 履行場所

川崎市内（事務局は受託事業所等に置く）

5 目的

認知症サポーターキャラバン事業は、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーター等を養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進する事業である。

川崎市においても、認知症の人と地域で関わることが多い企業や教育機関に対する養成講座を拡大し、社会全体の認知症の支援の輪を広げている。今後、認知症サポーターのさらなる活動の場を広げるため、キャラバン・メイトや認知症サポーターを中心に地域で支えるネットワークを構築し、認知症の人と家族に対する早期からの支援を行う取り組みであるチームオレンジ構築の取組が必要となっている。また、令和6年1月に施行された「地域共生社会を実現するための認知症基本法」では、認知症サポーター養成講座等で、学校教育、社会教育において「新しい認知症観」に基づく実感的な理解の推進を図ることとされている。

そのため、本事業委託において、本市のキャラバン・メイト等で構成する連絡協議会を設置し、関係機関と協力・連携を図りながら、地域でのサポーター養成等の活動推進及び認知症の普及啓発を行うことを目的とする。

6 業務内容

別紙仕様書のとおり

7 契約方法等

(1) 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約

(2) 契約形態

総価契約

(3) 業務概算額

10,000,650 円 (税込み) 以下

(4) 採択事業者数

1 事業者

8 提案書の提出者の資格

(1) ～ (4) の全てを満たしている業者

- (1) 川崎市契約規則 (昭和 39 年川崎市規則第 28 号) 第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 本年度 4 月 1 日から起算して過去 2 年の間に、川崎市から法第 78 条の 9 第 1 項に定める勧告、同条第 3 項に定める命令を受けていないこと。
- (4) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。

9 スケジュール

内 容	実施主体	日 程
公募期間 (参加意向申出書の配布開始)	市	令和7年1月8日(水) から
参加意向申出書等の受付 (以下、受付日)	提案者→市	令和7年1月8日(水) から1月22日 (水) まで
参加資格確認審査結果の通知	市→提案者	令和7年1月27日(月) まで
質問書の受付	提案者→市	令和7年1月30日(木) まで
質問書への回答	市→提案者	令和7年2月4日(火) まで
提案書等の提出	提案者→市	令和7年2月6日(木) まで
プレゼンテーションの実施、 選定審査委員会	提案者	令和7年2月13日(木) 午後
選定結果通知	市→提案者	プレゼンテーション、選定審査委員会終了後、行政内部手続き完了後通知する。 ※令和7年3月上旬を予定
契約締結		令和7年4月1日付を予定

10 提出書類一覧

提出時期		提出書類名	部数
(1) 参加意向申出書提出時 令和7年1月22日(水) まで	1	参加意向申出書(様式1)	1部
	2	事業者概要書(様式2)	1部
	3	コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)	1部
	4	誓約書(様式4)	1部
(2) 質問書提出時 令和7年1月30日(木) まで	1	質問書(様式6)	1部
(3) 提案書提出時 令和7年2月6日(木) まで	1	提案書(様式7)	1部
	2	要件確認書(様式8)	1部
	3	見積書(様式9)	1部
	4	添付書類(任意・A4片面5枚まで)	1部
	以上		

1 1 参加資格の確認

提案参加希望者は、公募期間内に参加意向申出書を提出する。様式が指定されている提出書類については、本市ホームページからダウンロードすること。

なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること（以下、提出場所と同じ）。

また、期限までに提出しない団体等及び提案参加資格がないと認められた団体等は、提案に参加することができない。

（１）参加意向申出書等の受付期間

令和 7 年 1 月 8 日（水）から 1 月 22 日（水）まで。

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時まで ＊土日・休日は除く

（２）提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地

事務局：川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

電話：044-200-2470 FAX：044-200-3926

（３）提出書類

10（１）のとおり。

（４）提出方法

郵送又は持参 ＊郵送の場合は受付期間内に必着

（５）参加資格確認結果通知書の交付

資格の有無を確認し、令和 7 年 1 月 27 日（月）までに、電子メールで、「参加資格確認結通知書（様式 5）」を送付します。

1 2 質問書の提出

（１）質問受付期間

令和 7 年 1 月 30 日（木）午後 5 時まで。

（２）質問受付方法

質問書様式（様式 6）を本市ホームページからダウンロードし、質問内容を入力し、次のアドレスに電子メールにて提出すること。

電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

なお、やむを得ず様式をダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること。

（３）回答方法

市はすべての質問について令和 7 年 2 月 4 日（火）までに回答を行う。

1 3 提案書等の作成

（１）提案書の作成

提案書については次表の様式 7 を使用し作成すること。内容を補完する図表等の資料の追加は A 4 片面 5 枚までの範囲内で認める。

提案内容と評価基準

項目	評価内容
1 1 認知症サポーターキャラバン事業の理解度について	
事業の背景や目的及び必要性を考慮した上で、貴社の事業に対する取組姿勢について記述すること。	認知症サポーターキャラバン事業の目的及び内容について、適切に理解しているか。
2 活動実績	
認知症に関連した活動や会議・研修の開催等、類似業務の実績について記述すること。	(1) 認知症に関連した活動実績があるか。 (2) 地域の関係団体や福祉関連の事業所との連携実績があるか。
3 実施体制	
仕様書の業務を実施するにあたり、人員・設備等の整備と個人情報の取り扱いの管理体制について記述すること。	人員・設備等の整備及び個人情報の取り扱い等の管理体制が確保されているか。
4 普及啓発及び研修の開催について	
(1) 地域住民等への普及啓発について、掲載内容・普及啓発の方法等具体的に記述すること。	(1) 普及啓発の企画内容や方法に対する工夫があるか。
(2) 研修の実施について、企画内容を具体的に記述すること。	(2) 事業者の強みを生かし、効果を見込んだ提案があるか。
5 認知症の人や家族を支える地域づくりについて (重点項目)	
	本市の地域性を理解した上で、効果的な提案ができているか
(1) 認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援につなぐ仕組みである「チームオレンジ」の地域ごとの構築に関して、「川崎市認知症キャラバン・メイト連絡協議会運営委員会」にて活動を推進する取り組みについて協議するにあたり、進め方の工夫を記述すること。	(1) 「チームオレンジ」の構築に関して、進め方の工夫について提案があるか。
(2) 認知症・キャラバン・メイトが、「地域共生社会を実現するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観」の実感的な理解を深められるような講座を実施するにあたり、進め方の工夫を記述すること。	(2) 「地域共生社会を実現するための認知症基本法」の内容を理解し、理解促進に向けた実施の提案がされているか。

6 その他	
今までの設問以外に取り組みたい事業等あれば記載すること。	プレゼンテーションにおいて上記以外に積極的な提案があるか

(2) 要件確認書の作成について

要件確認書（様式 8）内の必要事項を記載すること。

(3) 作成における注意事項等

- ① 提案書には表紙をつけ、表題、法人名、代表者名、事業所名、提出年月日を記載すること。
- ② 様式 7 については、提案書提出時で紙媒体に加え電子媒体でも提供すること（次の電子メールアドレスに電子メールにて送付でも可）。
電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp
なお、やむを得ずダウンロードができない場合は、事務局まで連絡すること。
- ③ 提案書表紙及び見積書には、実印（代表者印）を押印すること。
- ④ 要件確認書及び見積書は提案書に含めず、別途提出すること。

(4) その他注意事項等

- ① 見積書の見積金額が、7(3)業務概算額を超過する際は、失格とする。
- ② 参加資格を与えられた者で、提案への参加を辞退する者は、相応の理由を記載した辞退届を提出日までに提出すること。様式は任意とする。
- ③ 提案書等作成に伴う費用は、提案参加事業者の負担とする。また、提案書等の提出書類の著作権は、提案参加事業者に帰属する。

1 4 提案書等の提出日時及び場所等

(1) 提出日時

令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

(3) 提出書類

上記 10 (3) のとおり

(4) 提出方法

郵送又は持参 * 郵送の場合は提出期間内に必着

(5) 注意事項

提案書等の差替え及び再提出は原則として認めない。ただし、記載内容に不備があり、市側で追記等を求める場合、当該部分に限り認める。また、提出された書類は一切返却しない。

1 5 プレゼンテーション等の実施

提案参加業者は、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 開催日時及び開催場所

令和 7 年 2 月 1 3 日（木）午後 川崎市川崎区宮本町 1 番地

※プレゼンテーションの開催時間、開催場所及び発表時間については、提案者に別途通知する。なお、プレゼンテーションに出席する者は最大 3 名までとする。

(2) プレゼンテーション内容

①提出した提案書の説明（10 分）

②質疑応答（10 分）

*プロジェクターの使用は不可とする。

1 6 選定審査委員会の開催

(1) 審査及び決定

委託団体等の選定に当たっては、選定審査委員会を実施する。

企画提案の評価は、あらかじめ定めた選定評価基準を基に項目ごとに数値化して採点し、合計点数の順に最高得点応募法人を受託予定者とする。総得点が同点の場合、重点項目の合計得点が高い応募法人を受託予定者とする。さらに重点項目の合計得点が同点の場合、くじ引きによるものとする。詳細は、「川崎市認知症サポーターキャラバン事業事務局委託予定者の選定基準」を参照のこと。

(2) 通知方法

審査結果については、書面にて通知する。

1 7 契約の手続き等

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項の閲覧

川崎市契約規則は、川崎市ホームページ内「入札情報」

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の契約関係規定において閲覧することができる。

1 8 その他

契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 9 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地（川崎市役所本庁舎 1 2 階）

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室地域保健担当 今野

電話 044（200）2470

メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp